

国民健康保険

入院時の食事についての負担方法が変わります

4月1日から健康保険法等の規定に基づいて入院時の食事についての負担方法が変わります。入院時の食事の負担が1日単位から、1食単位に変更されます。

対象	変更前 (1日あたり)	変更後 (1食あたり)
①一般の方	780円	260円
②市町村民税非課税の世帯に属する方等(③以外の方) (過去1年間の入院日数が90日を超えている場合)	650円 500円	210円 160円
③②のうち、所得が一定の基準に満たない70歳以上の方等	300円	100円

○上記の②及び③に該当する方は、加入している医療保険の保険者(老人保健は居住地の市町村)の発行する減額認定証を、被保険者証等に添えて医療機関の窓口提出することにより、減額が受けられます。

○詳しくは、加入している医療保険の保険者(老人保健は居住地の市町村)までお問い合わせください。

○医療機関で提供される食事の内容が変わるものではなく、食事の負担額について、食数に関わらず1日単位で計算していたものを1食単位の計算に変更するものです。

大山町食生活改善推進員養成講座受講者募集

食生活改善や健康づくりの大切さを学ぶ食生活改善推進員養成講座の受講者を募集します。

- 内容 年10回(5月から毎月1回)
食生活、生活習慣病についての講義と調理実習
- 場所 大山町保健福祉センターだいせん
- その他 修了後食生活改善推進員として活動します
- 申し込み締め切り 4月28日(金)
- 日程(変更になることがあります)

5月23日(火)
6月22日(木)
7月11日(火)
8月10日(木)
9月7日(木)
10月5日(木)
11月14日(火)
12月7日(木)
1月19日(金)
2月20日(火)



国民健康保険

修学するため転出する学生の特例

町外に転出すると、原則、新しい住所地で国民健康保険に加入することになりますが、修学中のため町外に住んでいる学生の方は届け出により、引き続き大山町の国民健康保険に加入することができます。

○届け出に必要な書類
 保険証・印かん・在学証明書
 その他、詳しくは上記までお問い合わせください。

